地域社会全体で青少年を守り育てましょう。

青少年愛護条例



県民

保護者

事業者

県·市町

相互に協力して青少年の健全育成に取り組みましょう。

★ インターネットを利用する際はフィルタリングとルールづくりを。

青少年がインターネットを通じて犯罪に巻き込まれるケースが後を絶ちません。青少年 愛護条例では、青少年が使用するスマートフォン等には原則フィルタリングの利用を義務 付けています。

ネットトラブルの防止には青少年の意見を取り入れたネットのルールをつくることが有効です。家庭や地域、学校でのルールづくりをみんなで支援しましょう。

★ 児童ポルノ自画撮り勧誘行為の禁止 平成30年4月1日施行

青少年に裸や下着姿の画像(写真など)を要求してはいけません。不当な手段を用いて 要求した場合は罰則が課せられます。

★ JKビジネスの規制 平成30年10月1日施行

「お散歩」や「リフレ」といった青少年が関わることが相応しくない「JKビジネス」と呼ばれる営業に青少年を関わらせてはいけません。

